

「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について(最終報告書素案)」に関する意見

氏名又は団体名	住所又は所在地	連絡先 (E-mailアドレス等)	該当項目	該当箇所	意見内容
公益財団法人 助成財団センター	新宿区新宿 1-26-9	TEL03-3350-1857 Mail tanaka@jfc.or.jp	I	P6 1~5行目	<p>「小規模法人の負担軽減策」</p> <p>報告書では「小規模法人を定義することは難しいとの結論を得た」とありますが、すでに20年会計基準を導入済みの94%の法人(内閣府アンケート)の中には、零細公益法人も多く存在し大きな負担を強いられている現実があります。小規模法人の定義を社団と財団で分けて定義することや、実務的には業務に携わる職員の数が負担感の一番の要因となることから、職員数にウエイトを置いた定義を検討するか、実務を重視した柔軟な定義を引き続き検討いただき、少しでも零細法人の負担が軽減される策を講ずるよう再考願いたい。</p>
			II 1.	P7 下から9行目	<p>「会計基準の設定主体のあり方」</p> <p>本来民間ベースの設定主体が必要であると考えますが、現状は報告書に記述のとおりであり、当面の設定主体については公益認定等委員会のもとにおかれて いる研究会で検討することはやむを得ないと考えます。ただし、今後の研究会 の運営に当たっては、20年会計基準が既に94%の法人で適用され、ほぼ普及し ていて関心が高い現状や、一律適用による負担感を感じている小規模・零細法 人が多く存在している現実を考慮して以下の対応をするべきである。</p> <p>① 会計的側面からの検討による整理がいったん終了したので、今後の研究会 のメンバーには公益法人の実務家等を加えて実務面からの検討も加える。</p> <p>② 94%の法人が適用し関心も高い現状から、研究会で検討されている内容が 即座に公開される研究会として運営する。</p>
			III	P11	<p>「正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の義務付けの緩和」</p> <p>小規模法人に限ることなく公益法人全体について弾力化する項目として検討 され、公益目的事業のみを行う法人全てに法人会計区分を義務付ける必要はない とされているが、作表に当たっては法人区分を作成する、しないは法人の選 択によることを明確に記載すべきである。</p>

			V	P13	<p>「財務三基準の解釈・適用」</p> <p>認定法第5条第6号の「当該公益目的事業に係る収入」及び同第14条の「その公益目的事業を行うに当たり得る収入」の定義が曖昧な上に、法律にはその規制方法（計算方法、測定期間等）の具体的記述がないため、現行のガイドライン及びその実際の運用は法律の規定を超えて公益法人を規制しているように受け取れる。公益法人といえども、赤字では経営の維持も出来ません。有識者会議報告書 3. (2)、③、エ 内部留保のあり方 の考え方に沿って、公益目的活動の拡大、発展に資することが出来るように、ガイドライン及びその運用を、実務家を含む会議で再検討する必要がある。</p>
			V 1.	P13 P14	<p>「収支相償の剰余金解消計画の1年延長」</p> <p>本件に関する取扱いについては、既にFAQV-2-⑤に記載されているところであり、新たな取り扱いではないと理解している。ただP14の③イに記載されている「機関決定された解消計画の提出」等はFAQより厳しい内容となっている。</p> <p>収支相償規定の解釈の大幅な柔軟化(最終的には廃止)を要望する中では、運用の柔軟化について再検討すべきであるが、本来、財務三基準の解釈・運用については会計マターではなく、法制の観点から検討すべきものである。</p> <p>会計研究会の報告書に記載の内容には、法律並びにガイドラインの趣旨を逸脱しているとも解釈されるものもあり、その観点からは最終結論ではなく1つの考え方を示したものと考えざるを得ない。</p>
			V 2. (1)	P15 P15	<p>「剰余金の解消理由」</p> <p>「公益目的保有財産としての金融資産の取得」</p> <p>本件については、「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン) 5. (4) 剰余金の扱いその他」に記載されている通り、ある事業年度において剰余金が生じる場合において、</p> <ul style="list-style-type: none"> 一公益目的保有財産に係る資産取得、 一改良に充てるための資金に繰り入れたり、 一当期の公益目的保有財産の取得に充てたりする場合、 <p>には、本基準は満たされたものとして扱う、とされている。</p> <p>更に、このような状況に無い場合には、翌年度に事業の拡大等により同程度の損失となるようにする、と記載されています。このガイドラインからは「金融</p>

				<p>P15 下から 8 行目</p> <p>P16 2 行目</p> <p>P17 10 行目～</p> <p>P17 下から 10 行目</p>	<p>資産」の取得を否定することは一切読み取れない。</p> <p>それは報告書素案の P15 のV 2. (1) ①の記載のとおりですが、「金融資産として取得することが事業の拡大を図るために必要な措置であると考えられる」に加え、アンダーラインの次に「および公益事業の維持を図るため」を追記していただきたい。(あるいは、収入が激減した年があり、予定していた事業計画が完遂できない状況に至った際に、金融資産を取り崩して計画通りの事業を行った場合はこれも事業の拡大とみなすか。)</p> <p>ある事業年度において剰余金が生じる場合、上記の通り当期の公益目的保有財産として金融資産の取得に充てる場合は、原則それは 1号財産として保有し、その管理は理事会が責任をもって行い、その運用益を公益目的事業に充当するものとします。万が一、取崩しが必要になったり更なる積み増しが必要になった場合も、理事会の決議等による厳格な管理を行うものとするといった規程を整備したうえで、後は法人の自主運営に委ねることで十分である。</p> <p>ガイドラインに何ら記載のない金融資産の取得に関して、報告書素案(P16)記載のア～エの項目によるチェックは必要ないものとする。</p> <p>「過去の赤字補てん」</p> <p>3行目にある通り「民間営利企業において、欠損の繰り越しが法人税法上認められていることもあり、公益法人においても同様の措置を認められるべきではないか」という意見に賛同するもので、赤字の回復が認められないということは純資産が減少していくだけのことになり、将来に向けて消滅の道を歩むことになる。助成事業のみを行う法人にあっては、剰余金を将来の助成事業拡大に使用することをもって、「結果として法人の財政状況が回復できるもの」とは到底言えません。ついては、法人の運営を安定化するために可能な時に過去の赤字補てんを認めることは極めて現実的な重要事項であることから再検討すべきである。</p> <p>「法人が備え得る財産としては、——要件を満たす限りで特定費用準備資金として保有することも考えられる。」との記載がありますが、これは FAQV-4-④に既に同様の記載があります。将来の収支の変動に備えて自主的に積み立てられる資金として「特定費用準備資金」が活用できますが、その前提となる「過</p>
--	--	--	--	--	---

			(4)	P17	<p>去の実績や事業環境の見通しを踏まえ」「活動の見込や限度額の見積もりが可能である」あるいは「妥当な積立期間」等の要件を満たすことは実務的にかなりハードルが高いと考えられます。また、特定費用準備資金としての積立期間が終了した時点で大きな収支の変動がなかった場合の目的外取り崩し、その際の収支相償等の数値要件への対応等、より具体的に柔軟な対処策を示すべきである。</p> <p>「公益目的保有財産を取り崩した場合の充当」 P17下から2行目、「本来取り崩すべきではない公益目的保有財産の取崩しを行っており、法人の安定的な運営のためには、その回復を図ることが望ましい」という考え方に賛同するものであり、P18の1行目にある「公益目的保有財産を取り崩しただけで、法人の継続的な運営に問題が生じているとは言えず、直ちに埋め合わせを認める理由にはならないのではないか」と何故言い切れるのか理解できない。結論があまりに短期的な考えに片寄りすぎていると思われ、法人の長期的な安定運営の考えからは、取り崩した場合の充当を認める方向で再検討をすべきである。</p>
			V 3.	<p>P18</p> <p>P19 10行目～</p> <p>P19 下から7行目</p>	<p>「収支相償・遊休財産規制と指定正味財産の考え方」 寄附金というものは、そもそも寄附者の意向を最大限尊重しないと集らない。寄附を受ける際に、寄附者による制約としては「用途の制約」の範囲が問題になる。明確、具体的に細かい指定でないと指定正味財産とは認めない等という尊大な姿勢では、寄附文化は醸成できないのではないかと。 P19の10行目に記載の通り、「公益目的事業の〇〇事業に充当してほしい」と具体的に表現される寄附もあるが、一般的には「貴法人の取り組んでいる公益活動に共感した」ので寄附をしたいというケースが多くある。このような場合、寄附する側の立場に立って「貴法人の公益事業のために使ってほしい」という指定だけで十分であり、指定正味財産として扱っていけばよい。 寄附する側は善意のおおらかな気持ちで社会のためになることに使ってほしいと寄附をするのであって、寄附された側が自分の都合や会計的な問題からどの事業に使えるのでしょうか、運用益はどうしたら良いのでしょうか等々寄附者に指定させなければならない仕組み、規定に問題があるのではないかと。</p>

		<p>関連事項</p>	<p>P19 下から 10 行目</p>	<p>20 年度会計基準等について</p>	<p>また指定正味財産から生じる運用益は当然指定正味財産と考えるのが寄附者の素直な考え方である。</p> <p>更に、寄附金額の一定割合を管理費に充当することについて寄附者の了解が得られれば管理費に充当得ることができるのも当然のことである。100%管理費への寄附があってもおかしくない。</p> <p>また、指定のない寄附金は受け取った場合は事業年度内に使用しなければいけないという現行ガイドラインの考え方も、寄附者の意向に必ずしも沿っていない。</p> <p>これから日本の社会に寄附文化を醸成していこうとするに際して、寄附者の立場を尊重し、その意向を最大限に忖度し気持ちよく寄附してもらえる制度の構築、受け皿の構築が必要であり、その方向で再度検すべきである。</p> <p>1. 法人法・認定法・会計基準全体を通して、言葉(単語)の統一が出来ておらず、その点でまず混乱の元となっている。法律・会計それぞれの立場はあると思うが、まず言葉を統一すべきである。 (財務諸表等⇔計算書類等、正味財産増減計算書⇔損益計算書など)</p> <p>2. 円滑なる公益事業の展開に向け、法律や制度で縛られるものがあるが、最終的に見据えるべき方向は公益事業を支えようとしてくれる寄附者であることから、寄附者にとって理解しやすい制度構築を目指すことを最優先とすべきである。その観点から報告書の全体からは寄附を受ける側の会計上の都合等が前面に出過ぎていて、寄附者が寄附しやすいようにという視点が欠けていると取れる。すぐには法律、規則等が変えられないのであれば、運用面から大幅かつ柔軟な制度、規程を目指すべきである。</p> <p>3. 新法、制度の適用やその運用について実行に移していく際に、社団法人と財団法人の違いや事業の形態や規模の違いにより、現行規定等がそぐわないケースが発生している。</p> <p>特に「公益目的事業」しか行わない法人は規定がそぐわないケースが多々でくるのでその対処に苦慮しているのが現実である。その際に、例えばFAQIV-1-</p>
--	--	-------------	----------------------	-----------------------	--

				<p>助成財団センター関連</p> <p>③はその1例になるが「公益目的事業しか行わない法人の場合には」といった形で区分して運用すべきではないか。</p> <p>この度の剰余金解消問題でも、前記FAQに準じて「公益目的事業しか行わない法人については、その事業の安定的かつ継続的な実施のため剰余金を特定資産として保有(含む金融資産)することが出来る」といった規定を整備していくことが必要であり検討すべきではないか。</p> <p>4. 助成財団の根幹は、</p> <p>①財団の助成活動は年ごとに大きくぶれないこと。</p> <p>②安定的な助成すること。(単年度の収支相償に目を奪われ助成額を上下させることは本末転倒。)</p> <p>③且つ、長期にわたり持続的な活動をすること。</p> <p>を以て社会からの信頼が獲得できる。</p> <p>こうした観点に立つと、中長期(最低5年)での収支均衡を確認し、これを以て収支相償と見做せばよいとの意見もある中、上記に関連して、貴委員会と半年にわたる協議の上作成された文章を貴委員会の指示により当センターのホームページに掲載している「〇〇基金について」は現在でも有効な内容の文章として理解している。</p> <p>この文章が作成された基本的な考え方、精神が引き続き尊重されるようにすべきである。</p>
--	--	--	--	--

以上